

# 記入見本

提出日をご記入ください。

令和3年7月12日

第1号様式（第8条関係）

（宛先）瀬戸市長

申請者 〒 489-8701

手帳所有者が18歳未満の場合、保護者氏名をご記入ください。

住所 瀬戸市 追分町64番地の1

氏名 瀬戸 太郎

瀬戸市障害者相談支援（通信環境整備費）補助金交付申請書兼実績報告書

瀬戸市障害者相談支援（通信環境整備費）補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

次頁⑤の補助金対象額をご記入ください。

1 補助金申請額 49,500 円（上限50,000円）  
（100円未満切り捨て）

2 障害者名 瀬戸 太郎 （申請者との関係 本人）

3 確認事項（下記の□に、チェックを入れてください）

次の事項を確認し、順守することを誓約します。

- 本申請にあたり、申請内容及び添付書類に虚偽がないこと。
- 市税の滞納がないこと。
- 本申請及び本補助金の交付事務の確認のために、住民基本台帳の閲覧及び市税の納付状況を市職員が確認することについて了承すること。
- 転売を目的とした高速回線の整備ではないこと。
- 高速回線の開通日から、1年以上使用すること。
- 過去に瀬戸市障害者相談支援（通信環境整備費）補助金を受けていないこと。
- 本申請に係る補助対象事業を支援する他の制度を利用していないこと。
- 本申請は、自宅において新たに高速回線の整備を行う事業又は現在使用しているインターネット回線（ADSL回線に限る。）を高速回線に変更する整備を行う事業に係るものであること。
- 申請額は、高速回線を提供する事業者から還付される費用相当額を除いた額であること。
- 瀬戸市暴力団排除条例（平成23年瀬戸市条例第12号）に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しているものでないこと。
- 前号までの要件に虚偽があった場合又は補助金の交付決定の取消がされた場合は、市に対して補助金を返還すること。

チェック漏れがある場合、申請受付できませんので、ご注意ください。

次頁へ続く

## 補助金対象経費計算書

(当該経費の内容が分かるものを、添付書類として提出してください。)

初期費用 44,000 円 ①

(機器購入費、工事費、契約料、その他の初期費用)

通信料等 5,550 円 ②

(インターネット回線の維持に直接必要な通信料及び利用料)

初期費用① と通信料等② の合計額 49,550 円 ③

補助金上限額 50,000 円 ④

③の額と④の50,000円を比較し、低い方の額をご記入ください。  
(100円未満は切り捨てしてください。)

補助金対象額 49,500 円 (補助申請額 ⑤)

(③の金額から100円未満を切り捨てた額と、補助上限の50,000円④のうち、低い方の額を記入してください。)

(⑤に記載した金額を、「1 補助金申請額」に記入してください。)

## 添付書類

- (1) インターネット回線契約者の氏名、設置先住所、契約内容及び契約日がわかるもの
- (2) インターネット回線の開通日が証明できるもの
- (3) ①初期費用及び②通信料等の支払日時や金額が確認できるもの
- (4) 整備にかかった経費の領収書の原本又はその写し

(1)や(2)については、契約書の写しその他契約に関する資料から必要事項を確認いたしますので、契約書の写しなどをお持ちください。

(3)や(4)については、上記に記載した金額支払が分かるレシートや領収書の写しをお持ちください。(クレジットカード等でお支払いの場合もレシート又は利用明細書の写しをお持ちください。)

また、通信料等の口座払い(引き落とし)での支払いの場合は、通帳の引き落とし金額が掲載されている頁の写しを提出してください。

なお、経費(初期費用や通信料等)の支払は、障害者本人が含まれる世帯の方が負担した経費に限定されますのでご注意ください。

補助申請日時時点で5か月を経過した経費があれば、その経費は補助対象外です。